

青森県報

第三千八百八十一号

平成二十六年
八月十三日
(水曜日)

目次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………(同) ……一

基本測量の実施……………(監理課) ……二

公共測量の実施……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

道路の供用の開始……………(道路課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……四

選挙管理委員会

青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(事務局) ……四

告

示

青森県告示第六百一十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国民健康保険南部町医療センター	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の一	平成二六・六一
メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	二六・七一
サン調剤薬局富野町店	弘前市大字富野町二二の六	二六・七七
めぐみ薬局	五所川原市中央一丁目四〇の三	二六・八一

青森県告示第六百一十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
南部町国民健康保険名川病院	三戸郡南部町大字平字虚空蔵一九	平成二六・五三
サカ工業局三条	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一六の一	二六・六三

サン調剤薬局富野町店 弘前市大字富野町九の一

二六・七六

青森県告示第六百十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
医療法人清照会湊病院 の二五	八戸市大字新井田字松山下野場七	平成二六・八一	平成二六・三三

青森県告示第六百十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（湖沼調査）
- 二 作業期間
平成二十六年八月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域
小川原湖

青森県告示第六百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
板柳町
- 二 測量の種類
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 測量の期間
平成二十六年五月三十一日から同年十二月二十五日まで
- 四 測量の地域
北津軽郡板柳町大字板柳地内外

青森県告示第六百十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
中南地域県民局
- 二 測量の種類
公共測量（数値地形図作成）
- 三 測量の期間
平成二十六年六月十八日から同年九月三十日まで
- 四 測量の地域
主要地方道弘前柏線（青森県弘前市大字石渡）種市地内

青森県告示第六百十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

藤崎町

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 測量の期間

平成二十六年六月三十日から同年十月三十一日まで

四 測量の地域

南津軽郡藤崎町内の一部

青森県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年九月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢国有林二四一林班い、小班から 上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢国有林二四〇林班ホ小班まで	平成六・八三

県道三沢十和田線
十和田市大字相坂字高清水七五の八から
十和田市大字相坂字高清水一一の五まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立支援センターアライブ・パル

三 代表者の氏名

高橋 邦歴

四 主たる事務所の所在地

八戸市青葉二丁目一六の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者及びその家族の人に対して、社会の中で自立した生活を送るための支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、様々な情報機器を生活、文化、社会などいろいろな面で活かす事業を行い、豊かな生き方とふれあいある地域社会を築くことを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十六年七月三十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第三六四号	肥料の種類 加工家きんふん肥料	肥料の名称 発酵鶏ふん	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	その他の規格 公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 株式会社あすなるファーム 〒八戸市大字大平一五の八
------------------	--------------------	----------------	---	--------------------	---

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十六年九月七日執行の青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び同法第二十三条第一項の規定により次のとおり定めただので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第一項の規定により告示する。

平成二十六年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年八月二十八日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成二十六年九月七日

- 二 登録を行う日 平成二十六年八月二十八日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十六年八月二十九日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------